

## 1 平成 25 年度 助成事業 運営相談会 について（報告）

日時：平成 25 年 8 月 5 日（月）9：50～12：00

場所：市民活動支援センター・あいぽーと 会議・セミナー室

内容

### （1）進捗状況について助成団体からの報告

助成団体（7 団体出席）より、進捗状況の報告が行われた。

進捗は、ほぼ計画通り行われていることが確認されたが、いくつかの変更について報告・相談がされた。

#### ◎変更についての相談内容

##### ・申請書の記載内容変更

実施項目の追加 1 件

実施内容の変更 2 件

##### ・資金計画の変更

収入内訳の変更 1 件

支出経費の変更 2 件

#### ◎変更の承認の考え方

くまもと・わくわく基金における事業計画の変更については、「熊本市補助金交付規則」第 7 条に規定する内容を基本とし、更に以下の規定を設け軽微な変更内容についても必ず協議・届出を行う事としている。

①事業内容の変更については、事業の開始前に限り協議に応じる。

②収支の変更については、概ね事業費の 1 割程度までは承認する。

但し、内容により不承認とする場合もある。

③助成事業そのものの目的を変更するものは承認しない。

④変更に関する協議を行わずに事業を実施した場合は、変更を承認せず助成額の変更もある。

### 参 考

#### 熊本市補助金等交付規則（抜粋）

第 7 条 補助金等の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には遅滞なく補助事業等計画変更申請書（様式第 3 号）に第 4 条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助事業等に要する予算を変更しようとするとき。

(2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

## (2) 事業を実施する上での課題や要望、問題点等について

助成団体より、事業を実施していく上で発生している課題や要望、問題点等について意見交換を行った。

### ◎内容

- ・助成対象経費（団体所属員に対する人件費）についての要望
- ・助成団体から、助成団体への講師依頼について
- ・講師謝金の基準について
- ・事業の広報について

## (3) その他

- ・事務局より、事業終了後に提出する「実績報告書類」の書き方についての説明。
- ・毎月9日の「わくわく Day（基金相談日）」の告知。
- ・助成団体に「寄附のパンフレット」を配布し、団体応援寄附や、税控除等、寄附者に対するメリットの説明を行い、団体としての「くまもとわくわく基金」の活用について説明を行った。

## 2 スタートアップ助成事業及び団体応援助成事業における助成対象経費の変更について

### (1) 変更内容

#### ① 現行

助成事業に携わる専門スタッフ（臨時等）に対する人件費・謝金・交通費のみを助成事業費の対象とし、団体の活動の中で、団体の維持運営に携わる人は、助成事業費の対象外とする。

『団体の維持運営に携わる人』の考え方

様式第3号「役員等名簿及び照会承諾書」に記載された役員等。

（以下、「団体所属員」という。）

#### ② 変更案

助成事業に直接要した人件費及び謝金ならびに交通費を助成対象経費とする。但し、団体所属員に対する支出を含め、助成額の1/2を超えない額とする。

#### ③ 変更理由

##### ・スタートアップ助成事業

設立3年未満の団体が対象であり、経済基盤が脆弱な団体が多く、助成対象経費の拡大により団体の活動の活性化につながる取り組みとする。

##### ・団体応援助成事業

「団体応援寄附」は、寄附者の団体に対する活動を支援したいという思いによるものであり、寄附者の意向を尊重する上で他の助成よりは弾力的な運用が必要と考える。この助成を受ける団体は、ある程度安定した活動が継続できているものと考えているが

事業を行う上で、人件費も多くのウエイトを占める部分であり、本助成についても助成対象経費の拡大を行う。

④ 適用年月日 平成26年4月1日

(2) 他都市の状況について

別紙 資料2を参照

(3) 変更に対する問題点とその対応策

項目	問題点	対応策
人件費 (団体所属員)	助成事業への 従事時間の確認	従事時間の明細の提出 計画時は事業計画書、清算時は事業報告書
	費用の妥当性確認	申請時には、人件費の支払いの根拠となる規定等を定めた書類（内規）を提出させる。 内規等を定めていないのであれば、定めるよう指導する。（あいぽーとでサポート） 精算時には、源泉徴収票や賃金明細、支払い台帳などの、支払った根拠となる書類の提出を義務づける。
謝金・交通費 (団体所属員)	費用の妥当性確認	団体が内規等で定めており、その妥当性が確認できれば、それらに準じて認める。 内規等を定めていないのであれば、申請時に定めるように指導する。（あいぽーとでサポート）

\*人件費（臨時等）については、従来どおり領収書、明細等において確認を行う。

3 団体応援助成事業の審査基準の変更について

①現行

分野指定助成事業、スタートアップ助成事業と同様、審査基準点を満たせば助成を行う。

〈現行の基準点〉

原則として、次の基準点に達しない場合は、助成を行わないものとする。

基準：満点の50%

委員持ち点：25点

基準点：25点×7名×50%=88点

## ②変更案

〈変更後の基準点〉

基準：満点の40%を基準点とする。

委員持ち点：25点

基準点：25点×7名×40%=70点

## ③変更理由

「団体応援寄附」は、寄附者の団体に対する活動を支援したいという思いによるものであり、寄附者の意向を尊重する上でも、審査基準点を低く設定し、希望申請額の助成を行う。

## ④適用

平成26年度助成申請より

# 4 分野指定助成事業の選考方法の変更について

## ①現行

助成申請時に希望助成分野を1つに限定している。

## ②変更案

希望助成分野を複数選択できるようにする。

## ③変更理由

現在の助成団体決定手順として、第一に希望助成分野の助成枠（助成金額）があるためにその枠を超過した場合に、どんなに優れた事業内容であっても助成ができない。

事業内容によっては、助成複数分野にわたる事業が見受けられるため、該当分野を複数選択できるようにし、助成枠（助成金額）の有効活用を行う。（別紙 資料3参照）

## ④適用

平成26年度助成申請受付より